

監査結果公表第9号

行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務の執行について監査をしたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

四日市市監査委員	樋口孝
同	嶋田宜浩
同	山口智也
同	後藤純子

第1 監査の概要

1 監査の種類 行政監査

2 監査のテーマ

四日市市公共施設包括管理業務委託導入の効果について

3 監査の目的

包括外部管理で実施していることも関係施設管理の現状や導入の効果、課題について、適正処理・費用対効果・成果達成等の観点から監査を実施する。

<参考>

四日市市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

（2）行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

4 監査の対象

四日市市公共施設包括管理業務委託の所管所属である、財政経営部資産マネジメント課並びにこども関係施設所管所属であるこども未来部こども未来課及び保育幼稚園課を対象に、監査を実施した。

5 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和8年6月29日

6 監査の主な実施内容

監査対象所属に対し、必要に応じて関係書類や資料の提出を求めるとともに、監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取等の方法により実施した。併せて、施設所管課職員からの聴取等を行った。

第2 監査対象の概要

1 業務委託の概要

- | | |
|------------|---|
| （1）業務委託の名称 | 四日市市公共施設包括管理業務委託 |
| （2）契約所属 | 財政経営部 資産マネジメント課 |
| （3）施設所管所属 | こども未来部 こども未来課、保育幼稚園課、
児童発達支援センターあけぼの学園 |
| （4）包括管理施設 | 49施設（令和7年度時点） |
| （5）契約期間 | 令和5年4月1日から令和11年3月31日 |
| （6）契約金額 | 146,302,532円（令和7年度）
（債務負担行為限度額 865,000,000円） |
| （7）委託先 | 日本管財・三重コニックス共同事業体
（代表団体）日本管財株式会社 中部本部
愛知県名古屋市中区栄3丁目18番1号
ナディアパークビジネスセンタービル18階
中部本部長 畑中 茂男 |

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

監査資料や担当職員に対するヒアリングなどからリスクを把握し、次のとおり監査の着眼点を設定した。

- (1) 資産マネジメント課職員の業務負担が増加するリスク
- (2) 業務内容が多岐にわたることで必要な法定点検が実施されないリスク
- (3) 施設所管課としての責任が希薄化するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から着眼点を設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、リスク発現の可能性があるものなどが見受けられた。今後、同様の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、本件について引き続き行われる事務については、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) 資産マネジメント課職員の業務負担が増加するリスク

- ◆包括管理業務委託の施設を増加することで、資産マネジメント課職員への業務負担が増加していないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

令和5年度に包括管理業務委託を導入してから、毎年対象施設を増加し、令和9年度も増加する予定である。対象施設が増加することで、資産マネジメント課職員の業務負担は増加していくため、職員数の増加により業務平準化を図るため、人事当局へ人員要望を行っていくこととしている。

意見

包括管理業務委託を導入したことに伴い、資産マネジメント課職員の業務負担は増加している。職員の体制強化を人事当局へ要求するにあたっては、業務負担が増加している数的根拠を提示できるよう精査し、効果的に要求を行うこと。併せて、対象施設拡大に伴う、施設所管課への専用システム等の説明業務については、動画の活用などにより、職員の負担軽減に資する効率的な手法の検討を行っていくこと。

(2) 業務内容が多岐にわたることで必要な法定点検が実施されないリスク

- ◆建築物は建築基準法などで定期的に定められた保守点検が複数あるが、漏れのないよう実施されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

資産マネジメント課が各施設所管課へ年度ごとに対象施設及び業務一覧表を送付し、保守点検に漏れがないか確認を行っている。受託者はその一覧表に基づき年間業務実施計画を作成することで、保守点検が漏れなく実施できるようにしている。

併せて、保守点検の結果及び実施の有無について専用システムで各施設所管課が適宜確認を行うことで、実施漏れのないようにしていることに加え、月例会議において点検業務や修繕等の進捗状況を確認している。

意見

定期点検における業務基準書において、一部の作業についての記載が実態と異なるのではないかと誤解を招く表現になっていた。業務内容を適切に表す記載に改めること。

(3) 施設所管課としての責任が希薄化するリスク

- ◆施設所管課が施設で事故等が発生した際の責任を負うことへの認識ができていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

包括管理業務委託を導入することで、施設所管課の職員が施設管理業務に携わる範囲が少なくなり、施設管理者としての責任認識が希薄化する可能性がある。そのため、資産マネジメント課、施設所管課及び受託者で実施する月例会議において、三者の責任範囲を確認し、施設管理者としての責任認識が希薄化しないよう対応している。

意見

- ① 包括管理業務委託では、責任の所在が曖昧になるリスクがある。資産マネジメント課、施設所管課及び受託者の三者間において、責任の認識が希薄化しないよう定期的な会議の中で責任範囲について繰り返し確認を行っていくこと。また、資産マネジメント課と施設所管課は受託者に任せるだけでなく、常に四日市市が施設の管理者であるという意識を持って、契約書や仕様書等の記載内容について齟齬が生じることがないように努めること。
- ② 施設所管課の担当者交代に伴う業務の引継ぎについても、包括管理業務を継続的かつ円滑に遂行するため、業務マニュアル等の整備やOJTの実施により、職員が異動しても柔軟に対応できる体制の構築に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 内部処理誤りについて【合规性の視点】

令和8年4月に制定された再委託ガイドラインを参考に、再委託の承認手続きを適正に行うこと。

② 専用システム内の電子記録の保存及び引継ぎについて【有効性の視点】

受託者の専用システムで保管されている点検結果等の電子記録について、将来的な受託者変更を見据え、当該電子記録を公文書として保存するための方法を検討すること。また、契約解除条項に規定されている電子記録の提出について、契約最終年度の業務完了後に確実な電子記録の提出を求めるよう、仕様書の記載の変更について検討を行っていくこと。

③ 管理主体の違いに応じた支援の公平性の確保について【有効性の視点】

学童施設や病児保育施設等、市が管理する施設と民間団体等が管理する施設それぞれで公平な支援ができるよう努めること。

評 価

本制度は、技術職員が配置されていない施設であっても、専門家による適切な予防保全を可能にするものである。更に、一括発注によるスケールメリットの発揮や、施設所管課の業務負担軽減に伴う市民サービスの向上などを同時に実現できる取り組みとして評価できる。今後も本制度の成果を検証しつつ、対象施設の更なる拡大に向けた取り組みを期待する。